

日本演出者協会事業におけるハラスメント防止ガイドライン

0802版

日本演出者協会は、誰もがハラスメントを受けずに参加できる事業・イベントを目指しています。いかなる形であれハラスメントは許容できません。

このガイドラインの対象者は演出者・俳優・参加者・外部スタッフ・実行委員を含む協会事業に関わる全ての方です。

ハラスメントには以下のようなものを含み、また、これに限りません。

- ・ジェンダー、性自認やジェンダー表現、性的指向、障害、容貌、体型、人格、人種、民族、年齢、宗教あるいは無宗教についての攻撃的なコメントをすること。
- ・脅迫、ストーキング、つきまとい、または、それらを計画すること。
- ・いやがらせ目的の撮影や録音。
- ・事業の進行を継続的に妨害すること。
- ・不適切な身体的接触。
- ・不快な性的アトラクション。
- ・以上のような行為を推奨したり、擁護したりすること。

具体的にはパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントなどがそれに当たります。例え本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当します。

ハラスメント行為をやめるように要請された方は、直ちに從ってください。

もしもハラスメントを受けたり、あるいは他の人がハラスメントを受けていることに気づいた場合は、すぐに実行委員などのスタッフに連絡してください。

ご質問などございましたら j_d_a_info@jda.jp（日本演出者協会メールアドレス）までお気軽にご連絡ください。

もしも参加者がハラスメント行為に加担した場合、主催者やスタッフは参加者全員にとって快適な環境を維持するために必要な行動をとります。これには、行為者への警告や、事業からの退場を指示すること、調査が必要となった場合の第三者機関への情報提供が含まれます。

以上